

これまで欧米諸国から麻疹輸出国というレッテル貼られていた日本でしたが、ようやく本年4月から麻疹ワクチン2回接種法が採用されることになりました。新しい定期接種法では、麻疹と風疹の混合ワクチン(MR ワクチン)を、満1歳の1年間(第1期)と小学校就学前年の1年間(第2期)に各1回の2回接種となります。また、結核予防のためのBCG、ジフテリア・百日せき・破傷風(DPT)ワクチン、日本脳炎などの定期接種についても実施方法や接種対象が変わりましたので、よく確認してから受けて下さい。

定期接種は国が積極的に勧奨して実施しているものですから、予防接種による不可避の健康被害が起こっても法による救済措置を受けることができます。必ず所定の期日内に受けるようにしたいものです。

予防接種は、わが子を感染症から守るとともに、感染症の集団発生を防止する上にも大切なことですから、集団生活の場である保育園や幼稚園に入園する前に済ませておいてください。